

2023年2月1日付け諮問第13号

**「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響
を踏まえた受信規約の一部変更について」**

答申

2023年2月3日

NHK受信料制度等検討委員会

※ 本答申は、特に注記がない場合、2023年2月3日時点の事実に基づく。

諮問第13号

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更について」 答申

NHK受信料制度等検討委員会では、NHKから示された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更¹について、2023年2月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

●諮問第13号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた受信規約の一部変更について

新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、経済的に甚大な影響を受け、受信料の支払いが困難となる受信契約者が存在する。

こうした状況に対処するため、日本放送協会放送受信規約の一部変更を行うことについて、現行の受信料制度との整合性や受信料の負担の公平性等の観点から、妥当性について見解を求める。

日本放送協会放送受信規約の一部変更

日本放送協会放送受信規約第12条の2（支払いの延滞）に定める延滞利息について、令和2年4月から令和5年9月までの間については、当該期間分の放送受信料の支払いを延滞した場合であっても、延滞利息は発生しないこととすること、および「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しない旨を日本放送協会放送受信規約の付則に定めること

[参考] （支払いの延滞）日本放送協会放送受信規約第12条の2

■現行規定

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

■2023年4月1日施行（2023年1月18日総務大臣認可）

第12条の2 NHKは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。

¹ NHKから、変更案は、日本放送協会放送受信規約の総務大臣認可など、所要の手続きを経て決定して実施するものであるとの説明があった。

日本放送協会放送受信規約の一部変更

日本放送協会放送受信規約第12条の2（支払いの延滞）に定める延滞利息について、令和2年4月から令和5年9月までの間については、当該期間分の放送受信料の支払いを延滞した場合であっても、延滞利息は発生しないこととすること、および「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しない旨を日本放送協会放送受信規約の付則に定めること

<見解>

日本放送協会放送受信規約において同規約第12条の2（支払いの延滞）に定める延滞利息に関し、諮問に記載された旨を規定することの妥当性はあると考えられる。

<考え方>

NHKは令和4年8月5日に、NHK受信料制度等検討委員会の答申第10号を踏まえ、支払いを猶予する措置として、令和2年4月から令和5年3月までの間については、延滞利息の支払いを不要とし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しないとした受信規約の一部変更を行った。

本諮問において示された受信規約の変更は、延滞利息の支払いを不要とし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しないとする期間を、令和2年4月から令和5年9月までの間として、さらに延長するものである。

令和5年1月に入り、新型コロナウイルス感染症により亡くなった人の一日に発表される数が最多を記録するなど、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返し発生している。公共料金においても支払いを猶予する措置の期間延長が継続的に行われ、一部については令和5年4月以降も支払猶予期間を設けている事例があるなど、引き続き国民生活および国民経済に甚大な影響が及んでいることから、NHKにおいて、今回の受信規約の変更を行うことは、妥当性があると考えられる。

なお、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5月8日に見直す方針を示しているが、位置づけが見直されたとしても国民生活および国民経済への影響が直ちになくなるわけではないと考えられることから、期間を延長し、またその期間を6か月とすることには合理性がある。

<留意事項>

本諮問において示された受信規約の変更にあたっては、内容の周知および申し出の受付を的確に行うこと。また、令和5年10月以降、支払いを猶予する措置を終了する場合は、当該措置の期間が長期化していることも踏まえ、事前の周知期間を十分に確保すること。

(委員名簿)

NHK受信料制度等検討委員会 委員名簿

(五十音順)

【委員】

すずき ひでみ
鈴木 秀美

慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授（憲法）

○ やまうち ひろたか
山内 弘隆

一橋大学名誉教授（経済学）

やまのめ あきお
山野目 章夫

早稲田大学大学院法務研究科教授（民法）

やまもと りゅうじ
山本 隆司

東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政法）

【オブザーバー】

ひらまつ たけみ
平松 剛実

弁護士

○座長職務代行